

自治医科大学卒業医師 キャリア形成 プログラム

愛知県地域医療支援センター
(愛知県保健医療局健康医務部医務課地域医療支援室)

目 次

1 勤務計画	1
2 臨床研修	1
3 へき地等勤務	2
4 専門研修	2
5 勤務計画の変更	3
6 医師としての育成	3
7 義務履行の一時猶予	3
8 休職	4
9 育児休業	4
10 育児短時間勤務	4
11 介護休暇	4
12 義務年限終了後の取扱い	4
13 その他	5
<別記>専門医の取得について	6

自治医科大学卒業医師キャリア形成プログラム

自治医科大学卒業医師は、本キャリア形成プログラムに基づき、義務年限において、へき地等勤務を行うこととなります。

1 勤務計画

自治医科大学卒業医師の義務年限9年間の勤務計画については、下記勤務計画表を原則とします。

<自治医科大学卒業医師の勤務計画表>

年 次	1	2	3	4	5	6	7	8	9
区 分	臨 床 研 修	へき地 勤 务			專 門 研 修	へき 地 勤 务			
勤務・研修先	県内の臨床研修病院及び自治医科大学附属病院	へき地市町村立等病院・診療所			県内の国公立・公的病院等及び自治医科大学附属病院	へき地市町村立等病院・診療所			
身 分	県職員	県職員 自治法派遣の場合は市町村職員を併任する。			原則として県職員	県職員 自治法派遣の場合は市町村職員を併任する。			
派遣方法	研究休職（県の機関で研修する場合を除く。）	地方自治法上の職員の派遣 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律による職員の派遣			研究休職（県の機関で研修する場合を除く。） 退職（研修先の機関で身分が確保される場合）	地方自治法上の職員の派遣 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律による職員の派遣			

2 臨床研修

(1) 臨床研修の時期

医師法における臨床研修制度の趣旨及び自治医科大学の指導に基づき、大学卒業直後の2年間となります。

(2) 臨床研修病院の範囲

県内の臨床研修病院で研修することができます。

(3) 臨床研修病院の指定

研修病院は、卒業医師の希望等を踏まえ、臨床研修病院の範囲内で県が指定します。

(4) 身分取扱い

身分取扱いは、県の機関で研修する場合を除き、休職となります。

3 へき地等勤務

(1) へき地等勤務の期間

へき地等勤務は、2年以上を単位とします。ただし、義務年限最終年次については、この限りではありません。

(2) へき地等の指定公立病院等

知事が勤務を指定するへき地等の指定公立病院等は、下記「へき地等の指定公立病院等」の医療機関となります。

<へき地等の指定公立病院等>

へき地等の区域		指 定 公 立 病 院 等
西 尾 市	旧一色町地区	西尾市佐久島診療所
豊 田 市	旧小原村地区	豊田市立乙ヶ林診療所
岡 崎 市	旧額田町地区	岡崎市額田宮崎診療所 岡崎市額田北部診療所
設 楽 町		設楽町つぐ診療所
東 栄 町		東栄医療センター（東栄診療所）
豊 根 村		豊根村診療所 富山診療所
新 城 市	旧作手村地区	新城市作手診療所
新 城 市		新城市民病院
豊 田 市		愛知県厚生農業協同組合連合会足助病院
美 浜 町		愛知県厚生農業協同組合連合会知多厚生病院
新 城 市		新城保健所

(注) 本表に掲げるもののほか、へき地住民の医療確保のために、自治医科大学卒業医師を勤務させることが、特に必要と知事が認める医療機関は、その都度追加指定します。

(3) 身分取扱い

へき地等の指定公立病院等に勤務する自治医科大学卒業医師は、県職員の身分を保有し、地方自治法に基づく派遣（以下「自治法派遣」という。）又は、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律に基づく派遣とし、自治法派遣の場合には派遣した市町村の身分を併せて保有します（保健所に勤務する場合を除く。）。

4 専門研修

(1) 専門研修の時期

専門研修は、へき地勤務2年以上の場合に計2年間が認められ、1年単位の分割実施も可能です。

なお、義務年限の最終年に専門研修を行うことはできません。

(2) 専門研修を行う病院の範囲

研修先は、原則として県内の国公立及び公的病院です。

ただし、知事が必要と認めた場合にあっては、それ以外の機関で研修することができます。

(3) 専門研修病院の指定

専門研修病院の指定に当たっては、医師の希望等を踏まえ、上記専門研修病院の範囲内で指定します。

(4) 身分取扱い

身分取扱いは、県の機関で研修する場合を除き、条例に基づく休職となります。ただし、研修先の機関で身分が保有される場合は退職となります。

5 勤務計画の変更

自治医科大学卒業医師の勤務計画については、実情に即してより適正なへき地医療の確保を図るため、1の勤務計画を原則としますが、次による取り扱いも認められます。

- (1) 医務課に所属し、へき地医療支援機構の業務に従事した期間については、義務年限内とし、へき地勤務を行ったものとみなします。
- (2) 希望により、公衆衛生の実務に従事することを目的として原則2年を単位として（ただし、期間延長も可）、保健医療局の本庁に勤務することができます。この場合において、公衆衛生の実務に従事した期間については義務年限内とし、1年を専門研修、残余の期間をへき地勤務に従事したものとみなします。
- (3) 専門研修修了後の者についても、希望により、へき地勤務に代えて公衆衛生の実務に従事することを目的として保健医療局の本庁に勤務することができます。この場合において、公衆衛生の実務に従事した期間については、義務年限終了後も引き続き県職員として公衆衛生の実務に従事する意思を表明した者に限りへき地勤務を行ったものとみなすことができます。

6 医師としての育成

(1) へき地医療を支える医師としての育成

自治医科大学卒業医師は、へき地等における業務を通じた現任訓練を基本として、へき地医療を支える医師となれるよう育成されます。そして、その後は、後進等の指導に当たります。

(2) 専門医としての育成

自治医科大学卒業医師の日本専門医機構が認定する基本領域診療科の専門医の取得については、別記「専門医の取得について」によります。

7 義務履行の一時猶予

義務履行の一時猶予については、次の場合に認められます。

自治医科大学卒業医師が、学位取得等の特例な研究期間を必要とするとき等やむを得ない事由があると知事が認めるときは、義務履行の一時猶予を認めるものとし、次により取扱います。

(1) 一時猶予期間は、1年間です。

ただし、へき地等における医療の確保向上のために取得が推奨される診療科（「専門医の取得について」を参照）の専門医取得を事由とする場合は、最大で2年間とします。

(2) 一時猶予期間は、義務年限外とします。

(3) 一時猶予期間は、県職員の身分を保有しないものとします。

8 休職

自治医科大学卒業医師が、心身の故障により地方公務員法に基づき休職とされたときは、休職の開始日の属する月から休職の終了日の属する月までの月数は義務年限外とします。

9 育児休業

自治医科大学卒業医師が、地方公務員の育児休業等に関する法律に基づき育児休業を取得する場合は、育児休業の開始日の属する月から終了日の属する月までの月数は義務年限外とします。

ただし、時間単位で取得する育児休業については、義務年限内として取り扱います。

また、産前産後休暇も、義務年限内であります。

10 育児短時間勤務

自治医科大学卒業医師が、地方公務員の育児休業等に関する法律に基づき育児短時間勤務を取得する場合、当該期間中の義務年限の計算方法は次により取り扱います。

- (1) 育児短時間勤務をした月数の合計に、「1週間当たりの通常の勤務時間数」分の「実際に勤務した1週間当たりの時間数」を乗じて得た月数とします。
- (2) (1)に基づいて算出した月数に1月未満の端数が生じた場合は、これを切り上げるものとします。
- (3) 育児短時間勤務の開始日又は終了日が月の途中の場合は、当該月は1月勤務したものとみなします。
- (4) 育児休業期間が満了した日の翌日から育児短時間勤務をした場合において、当該日が月の途中であるときは、当該日の属する月は義務年限外とします。
- (5) 育児短時間勤務をした期間が通算5年を超えたときは、その超えた月数は義務年限外とします。

11 介護休暇

自治医科大学卒業医師が、条例に基づき介護休暇を取得する場合は、介護休暇の開始日の属する月から終了日の属する月までの月数は義務年限外とします。

ただし、時間単位で取得する介護休暇については義務年限内として取り扱います。

12 義務年限終了後の取扱い

義務年限を終了した自治医科大学卒業医師のうち、引き続き次の勤務等を希望する者は、県職員身分を保有することができるものとし、次により取り扱います。

- (1) へき地等の指定公立病院等における勤務

ア 任用期間は下記(2)における県職員としての任用期間と併せて最大で10年間です。

イ 身分の取扱いは、3(3)のとおりとします。

ウ 任用の継続及び派遣先は、へき地等の指定公立病院等の状況及び本人の希望を踏まえて、年度ごとに決定します。

(2) 専門医資格取得のための研修

ア 専門医資格取得研修承認要件は、次のすべてを満たすものとします。

(ア) 日本内科学会が指定した13学会（日本消化器病学会、日本循環器学会、日本内分泌学会、日本腎臓学会、日本呼吸器学会、日本血液学会、日本神経学会、日本アレルギー学会、日本リウマチ学会、日本感染症学会、日本糖尿病学会、日本老年医学会、日本肝臓学会）の専門医資格を取得する意思のある者。

(イ) 専門医資格を取得後、当該研修期間と同等以上の期間、後進を指導するためへき地等の指定公立病院等でへき地勤務に従事する者。

イ 専門医資格取得研修先は、原則として専門医資格の取得可能な県内の国公立及び公的病院とします。

ただし、知事が必要と認めた場合にあっては、上記以外の機関に派遣することができます。

ウ 専門医資格取得研修承認期間は、最大で3年間です。

エ 専門医資格取得研修期間の身分の取り扱いは、県の機関で研修する場合を除き、条例に基づく休職とします。

ただし、研修先の機関で身分が保有される場合は退職とします。

13 その他

本プログラム及びその他義務年限等についてご不明な点は、下記にお問い合わせください。

医務課地域医療支援室 自治医科大学卒業医師担当

電話 052-954-6659

ファクシミリ 052-954-6918

メール chiikiiryousien@pref.aichi.lg.jp

平成31年4月1日 作成

専門医の取得について

1 専門医取得への配慮について

- ・自治医科大学卒業医師の専門医の取得にかかる支援については、専門医制度の基本診療領域の中に「推奨する診療科」を設定し、「推奨する診療科」の専門医の取得を希望する自治医科大学卒業医師に対して、専門医の取得を配慮します。
- ・「推奨する診療科」は、愛知県へき地医療支援計画策定会議での意見を基に「内科」、「総合診療科」及び「整形外科」とします。
- ・「推奨する診療科」の専門医の取得を希望する自治医科大学卒業医師に対して、へき地の状況等により可能な場合に、へき地勤務の期間も専門医の研修の期間とみなされ得る診療領域については、へき地勤務を行いながら専門医の研修を受けられるようとする等、義務年限内の早い時点での専門医の取得ができるように配慮します。
- ・「推奨する診療科」以外の診療科については、専門医取得の制限はしませんが、専門医取得への配慮はしません。

2 専門医取得におけるキャリアプランについて

(1) 基本キャリアプラン

年 次		1	2	3	4	5	6	7	8	9
勤務	区 分	臨床研修	(初期)へき地勤務		専門研修		(後期)へき地勤務			
	勤務・研修先	県内の臨床研修病院等	へき地市町村立等病院・診療所			県内の国公立・公的病院等	へき地市町村立等病院・診療所			

- ・へき地勤務は、2年以上を単位とする。ただし、義務年限最終年次については、この限りではない。
- ・専門研修は、へき地勤務2年以上に認めることとし、1年単位の分割実施も認めることとする。

(2) 内科専門医の取得を希望する自治医大医師（以下「内科専攻医」）のキャリアプラン

ア 概要

- ・内科専攻医は、「勤務」における「へき地勤務」の1年間と「専門研修」の2年間の合計3年間で専門医の研修を行う。
- ・内科専攻医は、医師4年目以降から、原則として中断をせず、専門医の研修を行う。
- ・内科専攻医は、臨床研修2年目以前より県と緊密な連絡を取り、県から了承を得たのち、専門研修プログラムへ応募する。
- ・県は、へき地の状況等に十分に配慮しながら、出来得る限り早い時点での専門医の取得を支援する。

イ 内科専攻医のキャリアプラン

・キャリアプラン I – 1

年 次		1	2	3	4	5	6	7	8	9			
勤務	区分	臨床研修		(初期)へき地勤務		専門研修		(後期)へき地勤務					
	研勤 修務 先・	県内の臨床研 修病院等		へき地市町村立等 病院・診療所		県内の国公立・公 的病院等		へき地市町村立等病 院・診療所					
専門 研 修	年研 次修	①	②	1年目	2年目	3年目							
	施研 設修			連携施設 等	基幹施設等								

※ ①の期間：県と緊密な連絡を取り、県から専門研修プログラムへの応募の了承を得る。

②の期間：専門研修プログラムへ応募し、採用される。

・キャリアプラン I – 2

年 次		1	2	3	4	5	6	7	8	9
勤務	区分	臨床研修		(初期)へき地勤務		専門研修		(後期)へき地勤務		
	研勤 修務 先・	県内の臨床研 修病院等		へき地市町村立等病 院・診療所		県内の国公立・ 公的病院等		へき地市町村立等病院・診 療所		
専門 研 修	年研 次修	①	②	1年目	2年目	3年目				
	施研 設修			基幹施設等		連携施設等				

①の期間：県と緊密な連絡を取り、県から専門研修プログラムへの応募の了承を得る。

②の期間：専門研修プログラムへ応募し、採用される。

ウ 内科専攻医が応募できる内科専門研修プログラムの研修施設群構成状況

基幹施設(自治医大医師が臨床研修を行 う病院)	連携施設等(自治医大医師が勤務するへき地医療機 関)
名古屋第一赤十字病院	東栄医療センター（東栄診療所） 新城市民病院 西尾市佐久島診療所
名古屋第二赤十字病院	東栄医療センター（東栄診療所） 新城市民病院 厚生連足助病院
岡崎市民病院	新城市民病院 西尾市佐久島診療所

(3) 総合診療専門医の取得を希望する自治医大医師（「総合診療専攻医」）のキャリアプラン

ア 概要

- ・総合診療専攻医は、「勤務」における「へき地勤務」の2年間と「専門研修」の1年間の合計3年間で専門医の研修を行う。
- ・総合診療専攻医は、医師3年目以降から、原則として中断をせず、専門医の研修を行う。
- ・総合診療専攻医は、臨床研修1年目以前より県と緊密な連絡を取り、県から了承を得たのち、専門研修プログラムへ応募する。
- ・県は、へき地の状況等に十分に配慮しながら、出来得る限り早い段階での専門医の取得を支援する。

イ 総合診療専攻医の総合診療専門研修プログラムのローテーション例

勤務	区分 勤務 分 研修 務先	(初期)へき地勤務		専門研修	
		へき地市町村立等病院・診療所		臨床研修を行った病院等	
専門 研修	年 研 次 修	1年目	2年目	3年目	
	施 研 設 修	新城市民病院 (基幹施設)	へき地医療機関 (連携施設)	必須領域診療科研修病院 (連携施設)	
	内 研 容 修	総合診療 専門研修II	総合診療 専門研修I	必須領域診療科 専門研修	



※総合診療専門研修IとIIの順番及び総合診療専門研修Iを行うへき地医療機関がどの医療機関となるかは、へき地等の状況による。

ウ 総合診療専攻医のキャリアプラン

年次	1	2	3	4	5	6	7	8	9
勤務	区分 研修 務先	臨床研修		(初期)へき地勤務		専門研修		(後期)へき地勤務	
		県内の臨床研修 病院等		へき地市町村立等病院・ 診療所		県内の国公立・公的病院等		へき地市町村立等病院・ 診療所	
専門 研修	年 研 次 修	①	②	1年目	2年目	3年目			
	内 研 容 修			総合診療 専門研修II	総合診療 専門研修I	必須領域 診療科 専門研修			

(4) 整形外科専門医の取得を希望する自治医大医師（以下「整形外科専攻医」）のキャリアプラン
 ア 概要

- ・整形外科専攻医は、カリキュラム制を選択して専門医の研修を行う。
- ・整形外科専攻医は、原則として、「勤務」における「(初期) へき地勤務」の1年間、「専門研修」の2年間、そして「義務履行の一時猶予の期間」1年間の合計4年間で専門医の研修を行う。なお、「専門研修」の前年度の「(初期) へき地勤務」の際に、1年間の専門医の研修の一時中断を行う。
- ・ただし、へき地の状況等により、「(初期) へき地勤務」の期間に、へき地勤務を行いながら、日本整形外科学会認定施設で勤務を行うことができる場合は、一時中断及び義務履行の一時猶予は発生しない。
- ・整形外科専攻医は、臨床研修1年目以前より県と緊密な連絡を取り、県から了承を得たのち、日本整形外科学会に、カリキュラム制での研修の届け出を行う。

イ 整形外科専攻医のキャリアプラン

「義務履行の一時猶予の期間」の分の義務年限の延長

年次		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
勤務	区分	臨床研修		(初期) へき地勤務		専門研修		一義務 時猶 履行 ※の 行 所	(後期)へき地勤務		
		研勤 修務 先・	修務 先・	県内の臨床 研修病院等	へき地市町村立 等病院・診療所	県内の国公立・ 公的病院等			へき地市町村立等 病院・診療所		
専門 研修	年研 次修	①	②	1年目		2年目	3年目	4年目			
施研 設修						日本整形外科学会認定 施設2か所以上					

※へき地の状況等により、へき地勤務を行いながら、日本整形外科学会認定施設で勤務を行うことができる場合は、一時中断及び義務履行の一時猶予は発生しない。

①の期間：県と緊密な連絡を取り、県から整形外科専門研修の届け出の了承を得る。

②の期間：日本整形外科学会へ届出を行い、研修が了承される。

(5) 推奨する診療科(内科、総合診療科、整形外科)以外の専門医の取得を希望する自治医大医師（「他診療科専攻医」）のキャリアプランについて

ア 概要

- ・県は、他診療科専攻医の専門医の取得の制限は行わない。ただし、原則として積極的な支援を行わない。
- ・推奨する診療科以外の専門医の取得のための「義務履行の一時猶予」の期間は認められない。
- ・他診療科専攻医は、「勤務」における「専門研修」の2年間と「義務年限終了後」の期間で専門医の研修を行うと考えられる。
- ・他診療科専攻医は、原則として、専門医の研修を一時「中断」する必要があると考えられる。

- ・県は、他診療科専攻医が希望する専門医の研修について、「中斷」が認められるかの情報を、事前（専門研修プログラムへの応募の前）に当該他診療科専攻医に提供する。

イ 他診療科専攻医のキャリアプラン

年 次	1	2	3	4	5	6	7	8	9	1 0	1 1
勤務	区分 研勤 修務 先・ 修務 院等	臨床研修		(初期)へき地勤務			専門研修		(後期) へき地勤務		義務年限修了
		県内の臨床 研修病院等	へき地市町村立等病 院・診療所	県内の・公的 病院等			へき地市町村立 等病院・診療所				
専門 研修	年研 次修	①			②	1年目	2年目	専門研修の中断		3年目	4年目
	施研 設修					専門研修施設群	専門研修施設群			専門研修の再開	専門研修施設群

①の期間：県と緊密な連絡を取り、県から専門研修プログラムに係る情報を得る。

②の期間：専門研修プログラムへ応募し、採用される。